

舞 鶴 契 第 4 号  
令和 4 年 4 月 7 日

舞鶴市建設工事入札参加資格登録業者 様

舞鶴市長 多々見 良三  
(公印省略)

建設工事にかかる最低制限価格等の見直しについて  
(お知らせ)

平素より本市公共事業の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、令和 4 年 3 月 4 日付けで中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」(以下「中央公契連モデル」という。)の計算式につき、最近の諸経費動向調査の結果に基づき、企業として継続するために必要な経費の対象を考慮した結果、一般管理費等についてその参入率を 10 分の 5.5 から 10 分の 6.8 に引き上げる見直しが行われました(別紙参照)。

本市におきましては、表記の件について適宜見直しを行ってきたところですが、上記の見直しを踏まえ、ダンピング対策の強化の取り組みとして、同様の改定等を行うこととし、令和 4 年 5 月以降に発注する建設工事の入札から適用しますので、お知らせします。

○工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

昭和61年6月26日 採択

令和4年3月4日 最終改正

工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

- 1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額
  - ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額